

平成27年10月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、請求人に対してした後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、強迫性障害・記憶障害・解離性障害・妄想障害(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対して、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、今回請求のあった当該傷病について、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、すでに平成〇年〇月〇日付で程度に該当しないとして不支給決定された傷病(強迫性障害、記憶障害、解離性障害、妄想障害)と同一傷病による重複請求であり、また、裁定請求日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。
- 3 請求人は、先行処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対し、審査請求をしたところ、その係属中に、厚生労働大臣は、先行処分を変更して、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、請求のあった当該傷病について、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国年令別表・厚年令別表第1に定める程度に該当しておらず、また、裁定請求日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態も国年令別表・厚年令別表第1に定める障害の程度に該当していないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、請求のあった当該傷病について、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国年令別表・厚年令別表第1に定める程度に該当しておらず、また、裁定請求日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態も国年令別表・厚年令別表第1に定める障害の程度に該当していないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害認定日請求あるいは事後重症請求により、障害等級2級以上の障害給付の支給を受けるためには、認定の対象となる傷病による障害の状態が、国年法施行令別表に定める程度に該当する状態にあることが必要であり、障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けるためには、厚年令別表第1に定める程度に該当する状態にあることが必要である。
- 2 本件の場合、当該傷病の初診日が平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日になることについては当事者間に争いはなく、厚生労働大臣が、第2の3記載の理由により原処分をしたことに対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日及び裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に掲げる障害等級3級の程度以上に該当しないかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 当審査会の判断

(略)

- 2 審査資料1及び審査資料2によれば、障害の原因となった傷病は「重症強迫性障害(特に重症、思考と行為混合)」、「重

症強迫性障害（強迫思考と行為の混在）」とされ、ICD-10コードはいずれも「F42.2」とされており、これは、ICD-10コード（国際疾病分類第10改訂版）で「F40～F48 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」に分類される神経症の範ちゅうに属する傷病と認められるところ、審査資料3によれば、A医師は、日本年金機構障害年金業務部からの照会に対して、障害認定日及び裁定請求日における障害の状態は、いずれも「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」又は「気分（感情）障害」の病態（いわゆる精神病の病態）を示していないと回答している一方で、その他、障害の程度を判断する上で参考となる意見として、「重症強迫性障害であり、生命の危機的状況にあっても、強迫的こだわりは修正不能であり、その点を「妄想レベル」と記載した。妄想性障害には該当しないが、強迫性障害の症状の重症度において、精神病水準の病態にあるものと診断している。」と回答していることが認められる。保険者は、A医師のいわゆる精神病の病態を示していないとの回答等から、当該傷病は神経症圏のものであると判断したとして、原処分の正当性を主張するが、障害認定日ころの病状又は状態像として、強迫観念、強迫行為制縛状態の他、幻覚妄想状態等（思考形式の障害、著しい奇異な行為）、精神運動興奮状態及び昏迷の状態（興奮、衝動行為、その他（特に易刺激、攻撃的となる））、発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、限定した常同的で反復的な関心と行動、その他（自動的思考過程への没入））、過度の論理性、自己中心性といった多彩な病状が指摘されており、裁定請求日ころにおいても同様の病状が認められることに加え、さらに、A医師は「通常の薬物療法および精神療法が奏功しないのは、既に年金申請診断書に記載した本人（注：請求人）の病態の深さ、症状の重症さに由来するものであり、『精神病水準の病態』にあること

と考えられる」（審査資料4）と診断しているのである。そして、強迫性障害は、その病態に照らして、特に重症例においては、必ずしも、すべてが心因的なものであって、神経症にみられる自己治癒可能性、疾病利得があるものとは考えられないことなども併せ考慮すると、障害認定日における請求人の当該傷病による病状は、精神病の病態を示していると考えるのが相当である。

3 障害認定日における本件障害の状態について、認定基準に従って、統合失調症又は気分（感情）障害の認定要領に準じて、その障害の程度を判断する。

障害認定日ころの現症についての審査資料1の診断書によれば、病状又は状態像として、前記2記載の病状が認められ、その具体的な程度、症状としては、確認行為が強く、人とすれ違うと知らぬ間に身体が接触して、相手を転倒・転落させたのではないかとの疑念にとらわれ払拭できず、理性的にはそんな筈はないと考えるが、自己の中でも修正不能で、半ば妄想に近い状態となるため、その場所を繰り返し往復して確認し、10～20分程度の通勤に6時間以上かかるようになり、平成〇年〇月に退職となり、日常生活にも多大な支障があり、外出すら困難となり自宅閉居の状態に陥り、この間の通院も困難で、数か月間受診不能となった一方で、感情の抑制に難があり、些細なことで易刺激的となり、興奮し攻撃的になることがあり、また、不潔恐怖のため他人に接近されることを警戒し、周囲に対し威嚇的に振る舞うことも多く、確認行為を妨げられることによりパニックに陥ることも多いため、対人関係トラブルも多く通行人等と路上で押し問答、口論となることも再々あり、平成〇年〇月時点では就労不能で日常生活に重大な支障が認められ、極めて重症の強迫性障害と診断したもので、思考において過度な論理的穿盤癖があり、何らかの行為の途中でふとしたきっかけから自らの思考の流れ「連想からの自己流のストーリーの

流れ」に没入してしまい、周囲の状況把握ができず、記憶にも残らないという「自動思考過程への没入」とでも称すべき思考プロセスの問題が認められ、現実に確認行為を公道上で行って、車を停車させたり、他者とトラブルとなったことは数多く、危険を回避することが困難・不能となっている旨が記載されている。日常生活状況では、平成〇年〇月からは親元で生活しており、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは通院不能で、同年〇月から〇月までは自宅閉居であったとされ、日常生活能力の判定では、適切な食事、身辺の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係、社会性は「(自発的かつ適正に行うことはできないが) 助言や指導があればできる」、身辺の安全保持及び危機対応は「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」とされ、日常生活能力の程度は「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と評価されている。現症時の就労状況は「〇〇〇〇年〇月自宅閉居 就労不能」、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は「〇〇〇〇年〇月自宅閉居、〇〇〇〇年〇月—〇〇〇〇年〇月は通院も不能であった。就労不能」、予後は「不明。前医で、予後について「あまり改善は期待できないのでは」と告げられ、本人は大きなショックを受け、遠距離の当院に通院を始めた経緯がある」、備考欄に「重症強迫性障害、強迫的思考は妄想に近いレベル、自宅閉居半年間あり、日常生活に重大な支障明らかで、確認行為等により制縛状態で危険回避も不能となる。」とされている。

このような障害認定日における本件障害の状態は、日常生活能力の判定で、身辺の安全保持及び危機対応が「助言や指導してもできない若しくは行わない」、その他の項目はすべて「(自発的かつ適正に行うことはできないが) 助言や指導があればできる」程度とされ、日常生活能力の程度では、最重度の「(5)」では

なく、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と評価されていることからすれば、前述した1級の例示には該当せず、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められないものの、2級の例示には該当するものであり、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に達しているものと認めるのが相当である。

4 以上によれば、請求人には、障害認定日を受給権発生の日とする、障害等級2級の障害給付を支給しなければならない。

なお、本件の裁定請求は、障害認定日による請求を主位的請求、裁定請求日による事後重症請求を予備的請求となされているところ、このような主位的請求と予備的請求との関係は、主位的請求である障害認定日による請求が認められずに不支給となる場合に備えて、予備的請求として事後重症による請求がなされているものであるから、当審査会が、上記のとおり、主位的請求である障害認定日による請求について障害等級2級の障害給付を支給すべきものと判断する場合には、これにより予備的請求はその効力を失うものと解されることから、裁定請求日における障害の状態について判断する必要はないものと思料する。

また、請求人は、障害等級1級の障害給付の支給を強く求めているが、障害認定日における本件障害の状態は、前記3のとおりであって、障害等級2級の障害給付を超える障害等級1級の障害給付を支給すべき理由は認められない。

以上の理由により、当審査会の判断と相違する原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。